

船舶に関する日韓諒解事項 (案)

秘

27-3-31

13

日韓兩國政府は、兩國間に懸案となつてゐる船舶の帰属に関する諸問題を計議するため昨秋以来30数回に亘り會談を重ねた。

會議の議題は次の通りである。

- A. 朝鮮置籍船の返還に関する諸問題
- B. 1945年8月9日以降朝鮮水域に所在した船舶の韓國への返還
- C. 韓國に貸与した5隻の船舶の日本への返還
- D. 韓國に抑留された漁船の日本への返還

會議においては各議題につき兩國の主張に充分の検討が加えられたが、兩者間にかつかりの懸隔があり、本問題の早急解決は困難と思考された。

然しながら本件解決が日韓兩國の國交回復の大局的けん地かつ極めて重要なことと思はれるので、次の方針、要領に従つて解決することと致しむ。

I 方針

1. 議題 A は従来の本件処理方針と全く異なっており、議題 B、韓国側要求の根拠については、なお多くの問題が残されており、更に議題 C 及び D は、日本側としては、その要求を撤回することはできない。
2. 然しながら本会談においては、各議題に関する両国の主張にかきかず、大筋的な解決を図ることが望ましいので、次の要領により本件を解決することとする。

II 要領

1. 日本側は商船については議題 A、韓国置籍船について日本側が同意した 15 隻 5,610 総トン、漁船については 9 隻 336 総トンに相当する船舶を日本国内において買上げ、韓国に引渡すものとする。
但し漁船の引渡は議題 D の抑留船中現存する 8 隻の返還と同時に履行を建前とする。

2. 引渡す船舶の性能・船令及び船型については、前項の 15 隻商船及び 9 隻の漁船に相当する程度のものを建前とするが、性能・船令及び船型の如何によつては、前項の屯数の限度も増減することがあるものとする。

3. 右の引渡は対日平和條約発効後なるべく速に行ふものとする。

4. 右の引渡は昨年 9 月 11 日附 SCAPIN の履行及び在韓米軍々令第 33 号の適用としてではなく、日韓経済協力の一助として日本国より大韓民國に贈与の形式をとるものとする。

5. 議題 C の日本政府が韓国に貸付した 5 隻の船舶については、前記の日本側の主張にかきかず、同時に贈与するものとする。

6. 右の引渡により、日韓両国間の船舶の帰属に関する問題は、日本側の漁船に関する要求を除き、最終且全面的に解決したものとす。